

広島県告示第千二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十二月十一日までの間、縦覧に供する。

令和五年十一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三原市本郷町船木字箕内一・二・一六番三地先から 三原市本郷町船木字茅野八八九番一地先まで	旧	六・〇〇〇～ 二・〇〇〇	二、〇四五・ 〇〇	
三原市本郷町船木字箕内一・二・一六番三地先から 三原市本郷町船木字茅野八八九番一地先まで 三原市本郷町船木字下免開四七四番一地先から 三原市本郷町船木字茅野八八九番一地先まで	新	六・〇〇〇～ 二・〇〇〇	二、〇四五・ 〇〇	ダブルウェイ
		一〇・五〇〇 四九・〇〇〇	一、九三三・ 〇〇	